



令和 2 年 1 月 20 日(月)  
一般財団法人建設業振興基金  
建設キャリアアップシステム事業本部

## 建設キャリアアップシステムへの特定技能外国人の技能者登録について

現在、建設キャリアアップシステム（以下、本システムとする）において、在留資格「特定技能 1 号」および「特定技能 2 号」に対応していないため、当該在留資格の技能者様につきましては技能者登録ができない状態となっております。

ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。

現在、上記在留資格に対応するために本システムを改修中です。改修ができ次第、本ホームページにてご連絡いたしますので、暫くお待ち頂きますようお願いいたします。

なお、海外から新規に入国される特定技能外国人の場合、本システムに速やかに登録の上、原則として入国後 1 ヶ月以内に技能者 ID を明らかにする書類を受入報告書とあわせて国土交通省へ提出して頂く必要がありますが、国土交通省の指導により、受入報告書の技能者 ID は空欄のまま提出して頂きますようお願いいたします。

本システムの改修後、技能者登録が完了しましたら、速やかに技能者 ID を国土交通省に報告して頂きますようお願いいたします。

建設特定技能受入計画の申請及び受入報告書の詳細につきましては、国土交通省にお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

国土交通省 HP（特定技能について）

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html)

以上